

令和5年度 審査請求補助金「ジェトロ中小企業等外国出願中間手続支援事業」 募集案内

1. 事業目的

海外で特許の権利化を進めるにあたり、出願後に審査を開始するための「審査請求」が必要な場合があります。外国特許庁へ審査請求を予定している中小企業者等に対し、その経費の1/2を助成します。なお、助成対象は、[5. 助成対象となる審査請求案件](#)に記載の案件に限りますので、ご留意下さい。

2. 申請書受付期間

2023年6月14日（水）～11月30日（木）17:00（予算がなくなり次第終了）

上記の期間内に、ジェトロ知的財産課 外国出願デスク（中間手続支援事業）宛てにメールにて申請の上、指定のフォームに申請書類のアップロードを完了すること。

3. 事業内容

■助成対象経費

- ① 外国特許庁への審査請求料（※審査請求と同時に行う補正費用（誤記の訂正等は除く）についても対象）
- ② ①に要する国内代理人・現地代理人費用
- ③ ①に要する翻訳費用

※助成対象期間（交付決定日から「実績報告書」提出締切日(2024年1月12日)まで）に、発注/契約、実施、支払いが行われたものに限りします。

交付決定前に着手した（例：既に翻訳を依頼している）場合は、申請自体が助成対象外となります。

※対象となる経費については本案内（別添1）をご確認ください。

■補助率・補助上限額

- ・補助率：助成対象経費の2分の1以内（千円未満の端数は切り捨て）
- ・補助上限額：1事業者あたり**60万円**
- ・審査請求書1件に対する上限額：**20万円**

4. 申請要件

申請時に、以下（1）～（5）のすべての条件を満たしていることが必要です。

- （1）日本国内に主たる事業所を有する中小企業者（「中小企業者」とは、中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定された要件に該当する企業をいいます*）、又はそれらの中小企業者で構成されるグループ（グループ構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者をいいます。）であること。

*中小企業者には法人格を有しない個人事業者を含む。

業 種	資本金の額及び従業員の数
①ゴム製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下又は 900 人以下
②旅館業	5,000 万円以下又は 200 人以下
③製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業又は静電処理サービス業、その他の業種（④～⑥を除く）	3 億円以下又は 300 人以下
④卸売業	1 億円以下又は 100 人以下
⑤サービス業	5,000 万円以下又は 100 人以下
⑥小売業	5,000 万円以下又は 50 人以下

なお、みなし大企業は対象となりません。

本補助金の「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する者となります。

- (ア) 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有している
- (イ) 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有している
- (ウ) 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している
- (エ) 資本金又は出資の総額が5億円以上の法人が、直接又は間接に100%の株式を保有している
- (オ) 間接補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が1.5億円を超える
- (カ) その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる者

※大企業とは上記中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については大企業として取り扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

※対象外の中小企業者であることが申請後に明らかになった場合は、本申請は無効となります。

また、間接補助金交付決定後に明らかになった場合は、決定の取り消しを、交付後に明らかになった場合には、交付済み間接補助金の返還を請求することがあります。

- (2) 外国特許庁への審査請求業務を依頼する国内弁理士等（選任代理人）の協力が得られる中小企業者、又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合には、同等の書類を提出できる中小企業者
- (3) 今回の申請に係る助成を受けた「外国出願支援事業」の「査定状況報告書」、及び特許庁による「令和4年度フォローアップ調査（アンケート）」を提出しており、本事業実施後の「査定状況報告書」に対し協力する中小企業者
 - * 今回の申請に係る外国出願支援事業を利用し、「査定状況報告書」を提出していない事業者は、原則として、本事業に申請できません。
 - * 平成29年度から令和3年度に外国出願支援事業を利用した事業者に対して特許庁が実施した、「令和4年度フォローアップ調査」に回答しなかった事業者は、調査実施次年度の本事業に申請できません。
- (4) 暴力団関係企業、違法な行為又は不正な行為を行った中小企業者、その他、ジェトロが不適当と判断する中小企

業者でないこと（本案内（別添2）「暴力団排除に関する誓約事項」参照）

（5）ジェトロ、省庁及び団体等が定める補助金交付停止、契約指名停止等に該当していないこと。

5. 助成対象となる審査請求案件

令和4年度までに、特許庁の「外国出願補助金（中小企業等外国出願支援事業）」において間接補助金の交付を受けた「特許」の案件で、当該補助金の交付決定後に審査請求する予定の案件で、審査請求期間内であること。

※実績報告時には、交付決定後に申請者から国内代理人への審査請求手続の発注メール、及び代理人からの受注メールのご提出をお願いします。

6. 申請から助成金支払いまでの流れ

スケジュール	
2023年6月	HP等による公募告知、及び募集案内等掲載
◆6月14日（水）～11月30日（木）17:00	応募受付
◆原則、申請された日から1か月以内	採否の決定、通知（予定） ・最終の結果は、12月22日（金）までに通知予定
↓	交付決定通知書受領後に審査請求 ⇒ 実績報告書関連書類の収集 ⇒ 「実績報告書」提出 ・すべての費用の支払い完了後、30日を目安に実績報告書を提出してください。
2024年1月12日（金）17:00	「実績報告書」提出 最終締め切り
～3月末	補助金振込

7. 申請時提出書類

以下の（1）の書類はジェトロのウェブサイトからダウンロードしてご使用ください。

（1）間接補助金交付申請書類

① 間接補助金交付申請書〔様式第1〕

・作成に当たっては、必ず、同サイトの「記入例」をご参照ください。

② 協力承諾書〔様式第1の別紙〕

・国内代理人から申請者に提出していただくものです。

・国内代理人はチェック欄をすべて確認し、チェックを入れてください。

・国内代理人に依頼しない場合は必要ありません。

ただし、申請書の「8 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任代理人）」の欄に、“国内代理人に依頼する場合と同等の経理関係書類を自らの責任でジェトロに提出できる”等の文言を記載してください。

（2）添付書類 チェックリストにて確認し、そのリストも以下の書類と共にフォームにアップロードしてください。

<例：法人の場合> ※書類の提出は、電子版ですので、原本である必要はありません。

- ① 登記簿謄本等の写し：最新情報記載のもの
- ② 役員等名簿（様式第1の別添）：登記簿謄本記載の役職名を転記
・ジェトロのウェブサイトからダウンロードして使用
- ③ 決算書：貸借対照表、及び損益計算書 直近1期分（直近1期分が一年未満の場合、一年分がわかるもの）
- ④ 各国への出願番号、移行日、審査請求期限、優先権主張日が確認できる資料（受理通知等）
- ⑤ 見積書：外国特許庁への審査請求、補正に要する経費が確認できるもの
 - 国ごと、費目ごと（外国特許庁への審査請求料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用）に分けて金額を明記
 - 翻訳受注者、及び翻訳単価を明記（単価/1Word X Word 数）
 - 現地代理人の事業所名、及びその所在国を明記
仲介業者（仲介代理人）を介在させることは認められません。
 - 為替レートが変動した場合も、交付決定金額は、申請に基づき交付決定時に通知した金額が補助上限額となります。
- ⑥ 資金計画：ジェトロのウェブサイトからダウンロードして使用
- ⑦ <外国出願以降に持ち分比率に変更がある場合、または各都道府県中小企業支援センター等経由で助成を受けた該当者のみ>
外国特許庁への審査請求を行う出願が、共同出願の場合は持ち分割合、及び費用負担割合が記載されている契約書等（現状のもの）
- ⑧ <各都道府県中小企業支援センター等経由で助成を受けた該当者のみ>
「中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）」、又は「中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）」にて直近に提出した、本申請案件に関わる「査定状況報告書」の写し
- ⑨ <賃上げ予定企業 該当者のみ>
「賃金引上げ計画の誓約書」・「従業員への賃金引上げ計画の表明書」・前年度の「法人税申告書別表1」
 - ★常時使用する従業員がいる場合：（別紙1-1給与総額）、又は（別紙1-2平均受給額）
 - ★常時使用する従業員がいない場合：（別紙1-3給与総額）、又は（別紙1-4平均受給額）

*添付書類は申請者の種別によって異なりますので、必ず、〔様式第1〕の末尾にある添付書類一覧をご確認ください。

8. 申請方法

A. 電子メールによる申請方法

: 以下<手順A>の (1)、(2) の手続きを行ってください。

(1)、(2) 両方の提出を確認できた時点で、受付完了とします。

<手順A>

(1) 当デスクに申請を希望する旨のメールを送付。

送信先：**CHUKAN@jetro.go.jp**

件名：【申請者（企業）名】 審査請求補助金

本文：審査請求補助金を申請します。 担当者名 電話番号

(2) ジェトロから申請書類提出用のフォームの URL を記載したメールを送付しますので、URL にアクセスして、申請者名等を入力し、申請書類をアップロードする。

※添付書類は ZIP にまとめてからアップロードしてください。1 度に **1 0MB** までアップロード可能です。

※セキュリティの関係で、パスワード付 ZIP ファイルをメールに添付、またはフリーの大容量ファイル転送サービスでお送りいただいても受領できませんので、ご了承ください。

※提出いただいた申請書及び添付書類は、採択の可否に関わらず返却いたしません。

申請書送付フォームの各欄に入力し、申請書類を添付してください。

- 1_申請書 (Word 版)
- 2_協力承諾書 (PDF)
- 3_登記簿謄本等の写し (PDF)
- 4_役員等名簿 (Excel)
- 5_直近1期分の決算書 (PDF)
- 6_各国への出願番号、移行日、審査請求期限、優先権主張日が確認できる資料 (PDF)
- 7_見積書 (PDF)
- 8_資金計画 (Word 版)
- 9_<変更がある場合/センター提出分のみ>共同出願の場合持ち分割合等がわかる書類 (PDF)
- 10_<センター提出分のみ>査定状況報告書の写し (PDF)
- 11_賃金引上げ計画の誓約書・表明書<提出する場合> (PDF)
- 12_提出書類チェックリスト (Excel 版)

上記書類を ZIP にまとめ、「申請書類〇〇会社」として、【ファイルを選択】ボタンを押してアップロードしてください。10MB に収まらない場合は、ファイルを分割し、【申請書類を添付してください2】もご利用ください (ファイル名は「申請書類〇〇会社2」としてください。

B.補助金の電子申請システム「jGrants（j グランツ）」を利用した申請方法

：以下の<手順 B>の（1）、（2）に従い手続きを行い、その後上記「A.電子メールによる申請」による手続きも行ってください。

※「jGrants」ご利用上の留意点

- 「jGrants」は経済産業省が運営する補助金の電子申請システムです。オンラインで申請状況や処理状況が把握できるのに加え、オンライン上で書類のやり取りが可能になります。
- なお、申請内容に含まれる機密情報管理の観点等から、本補助金では、**A.に記載の電子メールによる申請（指定フォームへのアップロード）を併せて行っていただく必要があります。**
- 使用には認証システム「G ビズ ID」を取得する必要がありますが、その取得には、**2～3 週間程度の審査期間**が必要となります。

<手順 B>

*** jGrants を利用して申請する場合のみ ***

(1) G ビズ ID の HP にアクセスし、ID を取得する。

(ID 取得に 2～3 週間かかりますので、早めに ID を申請する必要があります。)

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

(2) G ビズ ID 取得後、jGrants の HP にアクセスし、G ビズ ID でログイン。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

補助金検索から「[JETRO] 令和 5 年度 中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願中間手続支援事業）【審査請求】」を選択し、事業者名等を入力し、申請する。

★ jGrants についてのお問い合わせは、jGrants の HP からチャットボックスにてお願いいたします。

この後、上記 A.電子メールによる申請の手続き<手順 A>に進みます。

9. 選定方法

下記に掲げる事項を選定要件として、「実施要領」で定める 4.（6）のすべての交付申請要件に合致するものからジェトロが選定を行い、採否を決定します。

- ①交付決定後に、審査請求手続が可能な案件であること（外国特許庁が定める期間内であること）。
- ②外国特許庁への審査請求に要する資金能力及び資金計画を有していること。
- ③その他、ジェトロが別に定める選定基準。

記載漏れや誤記、添付書類の不足等、提出書類に不備がある場合は、不採択となりますので、申請書の記入例などを参考にし、ご不明な点はお問い合わせください。

採否の結果はメールで通知します。採択の場合には「交付決定通知書」を同時にお送りします。

なお、審査の経過、内容等はお知らせしておりませんので、ご了承ください。

<賃上げ実施企業に対する加点措置について>

本補助事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。

- 申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、1.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。
- 企業が加点措置を希望する場合は、様式「申請時提出書類」に加えて、「賃金引上げ計画の誓約書」、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」、及び、前年度の「法人税申告書別表1」提出により受領とします。
- 採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」、又は「給与所得の源泉徴収票合計表(写し)」の提出が必要です。
- なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能。
- 賃上げが1.5パーセントに満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。
- なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は、誓約書・表明書の「留意事項」を確認ください。

10.留意事項

■ 計画変更の承認等

申請された内容で審査を行い、採否を決定していますので、申請内容（審査請求予定国）の採択後の変更は、認められていません。申請内容と、実際に海外に審査請求した内容が異なる場合、補助対象とならない場合がありますので、十分にご注意ください。

出願予定国・地域の政変などにより、採択後、やむを得ず申請時の計画を変更する際には、予めジェトロの承認が必要になりますので、審査請求前に外国出願デスクへご連絡ください。

例)：審査請求国を減らす、現地代理人を変更する等

■ 中間応答について

中間応答の必要が生じたものについては、応答してください。

■ 取下げ・放棄の禁止

本事業にて採択した出願については、採択後、やむを得ない事情を除き、出願を放棄することは認められていません。やむを得ず取りやめる場合は、ジェトロの事前の承認が必要です。

■ 「査定状況報告書」提出の義務

審査請求完了後、外国特許庁による査定状況について、採択後にお知らせする所定の書類にて、毎年、ジェトロに報告してください。本報告は採択の翌年から結果が出るまでご報告いただきます。

なお、査定状況とは、特許査定・拒絶査定・審査中・審判中等を意味します。

※査定状況報告書は、審査請求補助金、外国出願補助金、それぞれについて提出する必要があります。

■ 暴力団排除に関する誓約

本案内（別添 2）記載の暴力団排除に関する誓約事項について、必ず当該補助金の交付申請前に確認してください。申請書の提出をもってこれに同意したものとみなします。

■ 免責

ジェトロは助成対象経費となる外国への審査請求費用の助成を行いますが、実際の審査請求等については、一切責任を負いません。

■ 個人情報

本事業に関してご提出いただいた個人情報は適切に管理し、目的外利用はいたしません。

■ 採択案件の公表

採択された事業者については、本補助金実施要領 4. (21) ②の定めにより、企業名、所在地（都道府県名）、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額、及び確定金額を、原則、公表いたします。

なお、審査請求内容や、個人事業主の個人名は公表いたしません。

■ G ビズ ID 取得のお願い

特許庁では、行政サービスの活用を促進いただくために、G ビズ ID の取得を推進しております。

G ビズ ID を取得すると、様々な行政サービスを利用することが可能になります。

https://gbiz-id.go.jp/top/service_list/service_list.html

採択された企業には、G ビズ ID の取得へのご協力をお願いいたします。

（別添 1）

【補助対象経費】

補助対象となる経費は、下表に示す審査請求に係る費用に限ります。

ただし、交付決定前に着手していないことが条件です。

経費区分	内 容
外国特許庁等への 納付手数料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求手数料 ○ 審査請求と同時に進行補正に要する費用
代理人費用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求に係る国内代理人（弁理士等）費用 ○ 審査請求に係る現地代理人費用 審査請求と同時に進行補正に要する費用 <p>本補助金で助成対象となる代理人費用は、国内1事務所、現地（出願国毎）1事務所を前提としています。前述の2か所の代理人の間に第三者となる代理人を介在させる場合、その仲介手数料等は、国内代理人が直接現地代理人に依頼すれば要しない費用であるため、補助対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行振入手数料・送金手数料及び振込に要する費用
翻訳費用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 翻訳に要する費用（単価/1Word X Word数）等の内訳を請求書に明記

【助成対象外経費の例】

対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本補助金の申請書や実績報告書の作成に係る費用 ○ 国内消費税、海外での付加価値税やサービス税等 ○ 外国特許庁に審査請求を行った後に、外国特許庁に支払った、又は支払う予定の費用（中間手続に係る経費、登録料、維持年金、手数料等） ○ 出願国以外の国の代理人を仲介して出願した場合に発生した代理人手数料
-------	--

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき